

資料2「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金（令和4年4月25日現在）」

下記（1）に記載した補助制度の概要は、令和4年度の内容です。

また、（2）に記載した補助制度の内容は、現時点での予定であり、令和5年度予算要求の過程で内容が変更になることもあります。

※国の制度改正や市の施策の変更等に伴い各補助制度の内容も予告なく変更となる場合がありますので、あくまで現時点の参考としてください。

※国庫補助の活用を伴う補助にかかる対象経費や補助額の算定等に関する取扱いについては、各補助制度の例によります。

（1）建物改修費等補助

※詳細に関しては資料10「船橋市民間保育所建物改修費等補助金交付要綱」をご確認ください。

①対象事業

設置運営事業者が建物を借り上げて保育所を整備する事業

②対象経費

・必要な内装工事等にかかる費用（内示日以降の契約が対象）。

（設計・設計監理費、土地購入費用、外構・造成工事費、職員の宿舎に要する経費、消耗品、一万円未満の物品で耐用年数が10年（主として金属製のものは15年）未満のもの、その他整備費として適当と認められない経費等は含まない。）※設備整備費については定員数に200,000円を乗じた額を上限とする。

・開所前の建物賃借料及び礼金（内装工事に着手した月の賃借料から開所までに支払った費用が対象）（敷金及び保証金は含まない）。

③補助額

対象経費に補助率を乗じた額。ただし、1施設あたりの補助の上限は、下表の定員区分に応じた補助基準額に補助率を乗じた額とする。

【補助基準額表】

定員区分	補助基準額
60～69人	6,300万円
70～79人	7,200万円
80～89人	8,100万円
90～99人	9,000万円
100人以上	9,900万円

※ただし、認可外保育施設を改修する場合は、定員にかかわらず、補助基準額は3,200万円とする。

④補助率 3/4

⑤その他

補助金の交付を受けて整備した保育所を廃止した場合、運営した期間に応じて交付した補助金を返還していただく場合があります。

【参考】基準上必要となる設備一覧

必要な設備項目	根拠
保育に必要な用具	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
医薬品	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
静養できる機能の為の備品	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

備え置くべき帳簿の保管庫	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
消火器等非常災害に必要な設備	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
調理設備	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
調乳設備	船橋市保育所設置認可に関する審査基準
沐浴設備	船橋市保育所設置認可に関する審査基準
洗濯設備	船橋市保育所設置認可に関する審査基準
検食用冷凍保存庫	船橋市保育所設置認可に関する審査基準
食品保管庫	船橋市保育所設置認可に関する審査基準

(2) 賃借料補助制度（予定）

※本公募より、従前の賃借料補助制度から変更となっております。内容は必ずご確認ください。また、下記の内容はあくまで予定であり、今後変更になる可能性があります。

①補助対象者

継続して保育を実施でき、公定価格における賃借料加算を受ける要件を満たす保育所を設置運営する者。

②補助の要件

保育対策総合支援事業費補助金の「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の適用対象となること。

◆要件

年間の建物質借料（礼金、敷金、保証金及び更新料は含まない）が、当該年度の公定価格の賃借料加算の3倍の額を超えること。

③対象経費

建物を借り上げて保育所を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う建物質借料（開所日以降に支払った費用を対象とし、礼金、敷金、保証金及び更新料は含まない）。なお、一つの年度における補助対象経費の上限額は、下記のとおりとする。

◆補助対象経費の上限額

$\text{認可定員数} \times \text{賃借料加算（当該認可定員区分による単価を使用）} \times 12 \text{か月分} \times 3$

※年間の賃借料が、上記の上限額の範囲内になるかどうかにかかわらず、一の年度における建物の賃借料相当額の支出と施設整備費借入金の返済に係る支出の合計が、年間の委託費収入の1.5ヵ月分相当額を超える資金計画は認めませんので、施設規模や計画の見直しを求めることがあります。（資料3「資金計画について」にも記載しております。）※4月25日修正

④補助額（1施設あたり）

対象経費と補助対象経費の上限額を比較し低い方の金額から、公定価格における賃借料加算額を控除した額に補助率を乗じた額。

⑤補助率 3／4

⑥補助対象期間

保育所の開所から5年を経過するまで。

なお、補助対象期間中であっても、②の要件に該当しない年度は補助の対象とはなりません。

また、その場合であっても補助対象期間に変更はありません。

(3) 運営費補助

※詳細に関しては資料1 1 「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」をご確認ください。

船橋市では、私立認可保育所の費用負担の軽減の為、予算の範囲内で運営費の補助を行っています。